

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年4月から42年2月まで
②昭和43年10月から45年4月まで

申立期間①については、私の父親が国民年金の加入手続をしてくれて、国民年金保険料は納付組織が集金していたので、私の保険料も両親の分と一緒に納付してくれたはずである。

申立期間②については、結婚前であったが、妻が国民年金保険料を納付してくれたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その父親が両親の分と一緒に納付組織の集金で国民年金保険料を納付していたと述べているが、当時、申立人の両親は、厚生年金保険に加入しており、国民年金保険料を納付していない。

また、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料は同年8月31日に過年度納付され、同年4月から41年3月までの保険料は翌年度の同年4月11日にまとめて現年度納付されていることから、納税組織の集金により定期的に保険料が納付されていたとは推認し難く、申立人の主張と相違する。

しかし、申立期間①直前の保険料が遅れながらも納付されていることから、申立人の父親に申立人の未納期間を解消する意思があったことがうかがえる。

また、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①後の昭和 42 年 4 月 1 日付けで資格喪失処理がされていることから、申立人の父親が、申立人の厚生年金保険加入を契機に国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったとすると、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していても不自然ではない。

- 2 申立期間②について、申立人は、結婚前であったが、妻が申立人の実家があった市で国民年金保険料を納付していたはずだと述べているが、戸籍の附票を見ると、申立人は、昭和 43 年 11 月に住所を異動して実家を離れているため、当該市では申立期間②に係る納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人は、昭和 42 年 4 月に国民年金被保険者資格を喪失し、52 年 10 月に再び国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間②は未加入期間であったと推測される。

さらに、申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻から当時の事情を聴取できない上、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、納付の状況は不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年12月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額記録については、平成5年12月から6年2月までの期間は18万円、同年3月から同年10月までの期間は22万円、同年11月から8年9月までの期間は19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月2日から10年9月21日まで
社会保険事務所の記録によると、A事業所に勤務していた期間において、同事業所から支給されていた給与総額に比べて、ほぼ半額程度の標準報酬月額となっていた。

給与支払明細書を提出するので、給与総額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認及び前後の給与明細書から推認できる保険料控除額から平成5年12月から6年2月までの期間は18万円、同年3月から同年10月までの期間は22万円、同年11月から8年9月までの期間は19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか、否かについては、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と

社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成5年12月から8年9月までの期間について、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成5年8月から同年11月までの期間については、申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主が申立人の給与から厚生年金保険料として控除していることを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから控除されていたことを認めることはできない。

また、平成8年10月以降は、給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額及び社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致することから、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和62年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和2年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①昭和60年6月1日から61年6月1日まで
②昭和62年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険加入していた事実が無い旨の回答があった。A事業所に勤務しており、給与明細書もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、同僚の証言及び申立人が提出した給与明細書により、申立人は、A事業所に昭和62年1月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険庁の記録によれば、A事業所は昭和62年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、元従業員は、「A事業所は昭和62年1月以降も変わることなく継続して営業しており、常時150人くらいの従業員がいた。」と証言していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和61年12月の社会保険庁のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会

保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、A事業所が発行した委嘱書及び申立人が提出した給与明細書から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該給与明細書において、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、B基金は、「給与明細書からの控除額が所得税だけであることから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと考える。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、当該期間に被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成12年1月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額については、32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から12年11月30日まで
社会保険事務所の職員が訪ねてきたとき、自分が勤務していたA事業所において、申立期間に係る標準報酬月額が当時の自分の報酬額に見合っていないことが分かった。自分の報酬額に合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間のうち平成12年1月1日から同年11月30日までの期間に係る標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成12年12月1日）の後の同年12月11日付けで、同年1月から同年10月までの標準報酬月額が19万円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、当該事業所の元事業主は、「申立人は社会保険事務に関する権限は無く、標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正処理にも関与していない。」と証言しており、複数の元同僚は、「社会保険事務に関する権限は、社長にあった。」と述べていることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額の訂正には関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間のうち平成12年1月1日から同年11月30日までの期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年1月から同年10月までは32万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち平成10年8月1日から12年1月1日までの期間について、申立人は、「当時は42万円ぐらいの給料をもらっていたと思う。」と主張しているが、当該期間に係る給与明細書等の報酬額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無い。

また、当該期間については、社会保険庁の記録から、申立人の標準報酬月額が平成10年8月1日に随時改定されていることが確認できるが、申立人の標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

さらに、社会保険庁の記録から、元事業主及び別の取締役の当該期間における標準報酬月額が、申立人と同じ時期に随時改定により引き下げられていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 687

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額を、15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から同年12月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、従前まで15万円だった標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていた。

申立期間においても、月額20万円弱の報酬を得ていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成9年12月2日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年同月16日付けで、申立期間に係る標準報酬月額の記録が15万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人が、役員ではなかったことが確認できる。

さらに、A事業所の事業主からは、「社会保険の事務手続は自分が行っており、申立人は、当該事務手続について、一切関与していない。」、「社会保険の事務手続は、本店で行っており、申立人が勤務していた支店では、当該事務手続は行っていない。」との証言を得た。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成9年4月から同年10月までの期間における標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年11月30日まで

社会保険事務所職員の指摘により、私が、A事業所に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、さかのぼって減額されていることが判明した。当該事業所が届出を行っていた当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成9年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年12月5日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、19万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において雇用保険加入歴があるほか、当該事業所の元代表取締役は、「申立人はA事業所が経営するB店に勤務していたが、B店の従業員に社会保険業務を従事させたことはない。」と証言している。

さらに、申立人は、「申立事業所における自らの標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることは、社会保険事務所の職員から指摘され初めて知ったことであり、在職中に、この件について会社から説明を受けたことは無い。」と主張している。

加えて、A事業所のC支店に勤務していた元従業員は、「会社では社会保険業務を税理士に委託しており、従業員が社会保険事務所に赴くことは無かった。在職中に、標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されるというような説明は、会社からは無かった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり 19 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から7年3月31日まで
社会保険事務所の職員が訪問した際に、A事業所において、申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって減額されていることを知った。当初、届け出た記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA事業所における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、申立人が同事業所の被保険者資格を喪失した平成7年3月31日の後の同年11月22日付けで、申立人の標準報酬月額が、9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確認でき、当該事業所において雇用保険に加入していたことが確認できる。

さらに、当時の事業主は、「申立期間当時、社会保険事務の手續は本社で行っており、申立人が勤務していたB事業所では行っていない。申立人は支配人であったが、社会保険については知らないと思う。」「経営不振で資金繰りに苦労していたため、社会保険料を滞納していた。」と証言している。

加えて、A事業所では、申立人以外の88人の従業員の標準報酬月額の記録も、申立人と同様にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、32万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格取得日に係る記録を同年6月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和34年6月から38年12月まで (A事業所)
②昭和61年4月から同年10月まで (B事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①について、共済年金の退職一時金を受け取った記憶が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、厚生年金保険料を払っていたと記憶しているため、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が提出した昭和61年6月の給与明細書及び申立人が記憶している同僚の証言から、申立人が同年同月にB事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和61年6月の給与明細書の厚生年金保険料控除額の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所は、平成15年の火災の際、書類をすべて焼失したため、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出

する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 61 年 6 月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 61 年 4 月及び同年 5 月並びに同年 7 月から同年 10 月までの期間については、申立人のことを記憶している同僚は、「申立人のことは覚えているが、勤務期間については分からない。」と述べており、当該期間について、B 事業所に勤務していたことを推認できる証言を得ることができなかった。

また、B 事業所の事務担当者は、「当時の資料は焼失しており、申立人の厚生年金保険の加入記録を確認できる資料は無い。」と回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除の状況について確認することはできなかった。

さらに、申立人は、当該期間において国民年金に加入し、保険料納付済期間であることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 61 年 4 月及び同年 5 月並びに同年 7 月から同年 10 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、複数の同僚の証言及び A 事業所の従業員の年金記録を管理している C 年金基金から提出された申立人の履歴書の記録から、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、C 年金基金に照会したところ、申立人は、申立期間中は A 事業所において D 共済組合の組合員であり、昭和 39 年 1 月 6 日に退職一時金を請求し、同年 1 月 7 日に受給しているとの回答を得た。

また、申立人が記憶している同僚及び同時期に A 事業所に入社している複数の同僚についても、自分は D 共済組合の組合員であり、退職一時金を受給したとの証言を得た。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び④に係る標準報酬月額記録については、昭和55年4月及び同年5月は20万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は20万円、56年9月から57年1月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び④に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②及び③について、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年1月1日、資格取得日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間②及び③の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和55年4月1日から同年10月1日まで
②昭和55年12月26日から56年1月1日まで
③昭和56年8月1日から同年9月1日まで
④昭和56年9月1日から57年2月26日まで
⑤昭和57年2月26日から同年3月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び④については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の方が社会保険庁で記録されている標準報酬月額よりも高い金額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②、③及び⑤について、厚生年金保険に加入していないと

の回答を社会保険事務所から得た。A事業所の給料支払明細書を持っているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び④について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した申立期間①及び④に係るA事業所の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和55年4月及び同年5月は20万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は20万円、56年9月から57年1月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②及び③について、申立人が提出したA事業所の給料支払明細書及び当時の経理担当者の証言により、申立人は当該期間において同事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、昭和55年12月及び56年8月の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無く、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主は昭和55年12月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は

申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑤について、昭和 57 年 2 月の給料支払明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できるが、当該明細書では勤務日数が 12 日間と記載されており、末日までの勤務を確認することができない。

また、申立人は、「退職日である昭和 57 年 2 月 25 日までは勤務していなかったと思う。」と述べている上、社会保険庁の記録から、申立人は、同年 2 月 26 日から国民年金に加入していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤について、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和21年1月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月11日から21年1月18日まで
昭和17年4月にA事業所に入社して以来、21年8月に退職するまで一貫して勤務していたにもかかわらず、転勤をした期間の厚生年金保険の加入期間が切れている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時にA事業所B工場から同事業所C工場に異動した複数の同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から判断すると、申立人は同事業所に継続して勤務し（昭和21年1月18日にA事業所B工場から同事業所C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B工場における昭和20年10月の社会保険事務所の記録から、100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和38年6月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年10月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和38年6月から同年9月までは2万円、同年10月から39年9月までは1万8,000円、39年10月から40年9月までは3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年6月15日から40年10月29日まで
(A事業所)
②昭和43年11月20日から44年1月6日まで
(B事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、勤務して厚生年金保険を加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名であり、生年月日が同じである記録が発見され、当該記録は、昭和38年6月15日に厚生年金保険の被保険

者の資格を取得しており、40年10月29日に資格を喪失していることが確認できる。

また、当時の複数の同僚の証言から、申立人は、A事業所に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が同事業所において昭和38年6月15日に被保険者資格を取得し、40年10月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和38年6月から同年9月までは2万円、同年10月から39年9月までは1万8,000円、同年10月から40年9月までは3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、B事業所の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人はB事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、B事業所に照会したところ、「申立人は昭和44年1月6日まではB事業所に在籍し、厚生年金保険料も控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年10月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から平成2年3月まで
大学生だった私が20歳になった時、母親が国民年金の任意加入の手続きをしてくれて、保険料も納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に交付された国民年金手帳の写しを所持しており、当該手帳には昭和62年8月に資格取得した旨記載されているが、社会保険庁のオンライン記録では同年10月13日付けで被保険者資格が取り消されており、申立人が居住する市の国民年金台帳でも、申立人の当該手帳記号番号が取り消されていることから、手番無効者として処理がなされており、この時点以降の納付書は発行されなかったと考えられる。

また、申立人が大学を卒業し、国民年金の強制加入対象者となった平成2年4月に、申立人に対して新たな国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、このころ加入手続を行ったと推測されるが、継続して申立期間の国民年金保険料を納付していたとすると、再度、加入手続を行う必要は無かったと考えられる。

さらに、申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、申立人の妹についても満20歳の時点から任意加入していたと述べているが、その妹は、学生が国民年金の強制加入対象となった平成3年4月1日に資格取得しており、申立人の母親の記憶と相違する。

加えて、申立期間は32か月と比較的長期間であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書控、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から49年3月まで
婚姻した時、妻が妻自身の年金を厚生年金保険から国民年金に切り替えた際、私の国民年金の加入手続もしてくれた。妻の退職金があったため、妻が、5年間分の国民年金保険料を一括納付し、その後は私たち夫婦の保険料を毎月納付してくれたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月に婚姻したことを契機に、申立人の妻が厚生年金保険から国民年金に切り替えた際、申立人に係る国民年金の加入手続も一緒に行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年3月に払い出され、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ加入手続を行ったと推測される。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、国民年金の加入手続の時に過去の保険料を一括して納付した際、市の職員から5年間分しかさかのぼって納付できないと言われたと述べているが、加入手続をしたとする昭和46年8月当時又は申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された50年3月当時は、特例納付実施期間であったため、保険料納付の時効期限にかかわらず、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した40年11月までさかのぼって資格取得し、保険料を納付することが可能であったが、申立人が5年間分しか保険料を納付することができないとする主張は当時の状況と相違する。

さらに、申立人の妻は、申立人の加入手続をしたときに一括納付し、その後は毎月納付したと主張しているが、申立期間は3か月毎の納付であり、毎月納付となったのは昭和55年4月以降であることから、当時の納付方法と相違す

る上、納付金額及び納付場所に係る記憶も不鮮明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 60 年 3 月までの期間及び 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 58 年 11 月から 60 年 3 月まで
②昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

学生であった 20 歳のころ、自宅に区役所職員が来て、学生であろうと日本国民である以上、国民年金保険料を納付する義務があると説得されて、区役所で加入手続をし、保険料を納付したはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった 20 歳のころ、区役所職員から学生であろうと国民年金保険料を納付する義務があると説得されたと述べているが、学生が国民年金の強制加入対象者となったのは平成 3 年 4 月以降である上、当時、申立人が居住していた区においては、職員が自宅に訪問して国民年金の加入勧奨を行っていたことも確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金被保険者の年金記録から、昭和 62 年 1 月ごろに払い出されたものと推測され、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないことから、このころ加入手続を行ったと考えられ、申立人の資格取得日は 61 年 4 月 1 日とされており、申立期間①及び②は未加入期間となっている。

さらに、申立期間②直後の昭和 61 年 4 月の国民年金保険料は 63 年 7 月 13 日に、62 年 1 月から同年 3 月までの保険料は平成元年 4 月 11 日にいずれも厚生年金保険期間と重複して納付された保険料が充当されたものであり、一方、昭和 62 年 4 月からの保険料は現年度納付されていることから、この時点から定期的に保険料の納付を開始したものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年4月までの期間、60年3月、平成元年3月及び2年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和58年12月から59年4月まで
②昭和60年3月
③平成元年3月
④平成2年12月

退職後の昭和59年1月ごろ、市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。再就職先で転職の合間が1か月であっても国民年金に加入しなくてはならないと聞いたので、その後、転職するたびに国民年金に再加入する手続を行い、納付書が来れば必ず国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職し、国民年金に加入する際には、現在所持している国民年金手帳を提出して手続を行っていたと述べているが、当該年金手帳を見ると、平成10年に資格取得日が追加処理されるまでは、国民年金被保険者資格の取得日は平成7年4月1日と記載されていたことが確認でき、申立期間は国民年金に未加入であったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年4月ごろに払い出されており、同年4月以降の国民年金保険料は納付済みであるため、申立人は、このころ加入手続を行い、保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録を見ると、平成10年4月22日に申立期間①から④までの国民年金被保険者資格に係る取得及び喪失記録が追加処理されていることが確認できるが、この時点では申立期間①から④までの国民年金保険料は既に時効であったため納付することができない上、申立人はさか

のぼって保険料を納付した記憶は無い。

加えて、申立人は、現在所持しているもののほかに国民年金手帳は無いとしているなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年3月まで

私は、父親に勧められ国民年金に加入した。結婚してからは、婦人会の集金で国民年金保険料を毎年前納しており、現在の住所に転居してからも同様に集金で保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、婦人会の集金で国民年金保険料を納付していたと述べているが、当該市の婦人会が、市から送付された納付書に基づき、被保険者から国民年金手帳と保険料を集めて金融機関で一括納入し、領収書を貼付した国民年金手帳を被保険者に返却していたのは昭和57年度末までであることから、申立人の記憶と相違する。

また、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、昭和58年度の国民年金保険料は前納されているものの、申立期間直前の昭和59年2月29日付けで資格喪失処理されており、このため、同年2月分及び3月分の保険料は同年3月9日に還付されていることが確認できるが、この処理自体は不合理とは言えない。

さらに、申立人は、現在、国民年金手帳を所持していないが、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び市の国民年金保険料納付記録では申立期間は未加入期間とされていることから、申立期間のうち、昭和59年4月以降の納付書は発行されず、国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記、通帳等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで
(A事業所)
②昭和 35 年 8 月 22 日から 39 年 8 月 29 日まで
(A事業所)
③昭和 40 年 1 月 29 日から 44 年 6 月 26 日まで
(B事業所)

A事業所及びB事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の当時の同僚の証言から、A事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではないため、A事業所の従業員年金記録を管理しているC年金基金に申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況等を照会したところ、「申立人に係る人事記録、賃金台帳、雇用契約書の記録は確認できず、また厚生年金保険への加入手続状況を調査したが、資料は保管されていない。」との証言を得た。

また、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人はA事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 32 年 8 月 1 日に取得し、33 年 3 月 1 日に喪失した後、35 年 5 月 14 日に再取得し、同年 8 月 22 日に喪失した記録以外は確認できず、前述のC年金基

金に照会したところ、「申立人については、当時、正規職員が加入することとなる共済年金に係る加入記録が確認できず、厚生年金保険に加入している記録があるということであれば、臨時職員だったことが推測できる。」と回答している。

さらに、申立期間当時にA事業所において厚生年金保険の被保険者記録のある元従業員に照会したところ、「自分は臨時採用だったので、契約期間が3か月や半年だった。勤務開始前に期間を定め、期間の更新は無かった。」と証言している。

加えて、申立人が上司として挙げた者は、苗字しか分からないとしているために特定することができず、申立てに係る事実について証言を得ることはできなかった。

申立期間③について、B事業所の従業員の年金記録を管理しているD年金基金が保管する「社会保険被保険者名簿並びに保険給付記録簿」によれば、申立人は、昭和39年9月29日に入社し、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとされているものの、40年1月29日に当該資格を喪失していることが確認でき、この記録は、社会保険庁に記録されている厚生年金保険の加入期間と同一となっている。

また、D年金基金は、「上述の記録簿によれば、厚生年金保険の被保険者期間は昭和39年9月29日から40年1月29日までになっていることが確認でき、このほかに申立人の被保険者期間は見当たらないことから、申立人は、39年9月29日に就職し、40年1月28日にB事業所を退職したとしか考えられない。」と主張している。

さらに、当時、B事業所で被保険者となっていた複数の元従業員に、申立人に係る記憶の有無について確認したところ、申立人の氏名を記憶する者は無く、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年ごろから48年ごろまで
昭和45年ごろからA事業所に入社して約3年間は勤務していたが、その勤務していた期間が社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者期間となっていないため、当該記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に、A事業所で厚生年金保険被保険者となっていた複数の者に照会したが、「申立人を覚えていない。」と回答している。

また、当時の事業主及び申立人が同僚として氏名を挙げた者は、連絡が取れないため、申立人についての証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、36年4月から48年6月までの期間は、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

加えて、A事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和41年4月22日から50年6月2日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成2年8月1日から5年10月31日まで
②平成5年10月31日から11年3月まで

A事業所に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間①について、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが分かった。当該事業所では現場作業に従事しており、代表取締役としての実権はなかったため、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

また、平成5年10月31日以降の期間についても継続して11年3月くらいまでA事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成5年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年11月18日付けで申立人の標準報酬月額が、2年8月は36万円から9万8,000円に、同年9月から3年3月までは53万円から9万8,000円に、同年4月から5年9月までは36万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「自分は代表取締役になっていたが、出向先企業で現場作業に従事しており、当該事業所の事実上の経営者は別の取締役であった。社会保険事務は、当該取締役の元妻が行っていた。」と主張しているが、元従業員は、「申立人は、会社設立当初は現場作業を行っていたが、社長に就

任してからは現場作業ではなく会社経営を行うようになった。経営に関する実権もあった。」と証言しており、当該事業所の元顧問税理士も申立人のことを代表取締役と認識しており、申立人が氏名を挙げている取締役とともにA事業所の経営を行っていたと証言している。

さらに、社会保険事務を担当していた当該元妻は、「社会保険事務を担当していたが、すべての決定権は二人の役員にあった。また、自分は平成4年10月ごろにA事業所を退職した。退職後、A事業所がどうなったのかは知らない。」と証言している。

以上のことから、申立人は、代表取締役として、A事業所の業務執行に責任を負っていたと認められ、社会保険事務についても権限を有していたと考えるのが自然であり、さらに、A事業所から届出がされていないにもかかわらず、社会保険事務所が、代表取締役である申立人の同意を得ずに、また、申立人の一切の関与も無しに、無断で標準報酬月額の見直しを行ったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA事業所の業務執行に責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

申立期間②について、社会保険庁の記録から、申立人がA事業所で最後まで一緒に勤務したとする元従業員は、平成5年10月には他事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該元従業員は、「平成4年12月か5年1月ごろにA事業所の経理担当者から、給与が支払えるかもしれないとの連絡があったのを最後に当該事業所とは連絡がつかなくなった。その後の5年2月ごろに数回事業所を訪れたが、既に誰もいない状態であり、当該事業所は会社としての実態がなくなってしまうていた。A事業所から廃業することについての話はなかった。」と証言している上、元顧問税理士も、「平成5年初頭ごろにA事業所は事業を廃止するといった話をしていた。」と証言していることから、当該事業所は5年2月ごろには会社としての事業実態がなくなっていたことがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人の被保険者資格喪失日はA事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年10月31日）と同一年月日であり、当該資格喪失時に申立人の健康保険被保険者証が回収された記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 697

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月から 34 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会を行ったところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録の確認ができないとの回答を得た。中学校の同級生である同僚には厚生年金保険の被保険者記録があり、自分も A 事業所に勤務していたのは間違いのないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した社内で撮った写真及び同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険事務所が管理する事業所名簿では、A 事業所は、昭和 36 年 12 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が中学校の同級生であると述べている同僚及び事業主についても、申立期間当時、厚生年金保険の記録は無く、A 事業所が厚生年金保険の新規適用を受けた日（昭和 36 年 12 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。